



JBS フラッシュニュース

インド 新型コロナウイルス対応に関する速報 Vol. 5

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

内容

各位

3月24日、モディ首相は新型コロナウイルスに関する演説を行い、25日0時から3週間にわたってインド全土においてロックダウンを行う旨発表し、インドに滞在する全ての人々に対して自宅又は滞在先に留まるよう呼びかけました。ロックダウンは、当初4月14日終了の予定でしたが、現在の感染状況を踏まえて、5月3日まで延長することが発表されました。従ってインドにおけるロックダウンの期間は合計で40日となります。また4月20日以降については、一部制限の緩和を行う計画についても合わせて発表されました。またインド政府は、企業活動の支障を軽減すべく、税務、会社法等に関して各種施策を発表しております。

1. 間接税当局(CBIC)は還付の促進を指示
2. ビデオ会議またはその他オーディオ手段による臨時株主総会(EGM)開催(続報)
3. COVID-19対応に伴う新しい労務規定、年金(PF)、その他就労に関する規定のアップデート

1. 間接税当局(CBIC)は還付の促進を指示

13 April 2020

間接税および関税の当局であるCBICは、間接税および関税におけるペンディングの還付手続きを迅速に行うよう指示を行いました。本件は、COVID-19による困難を緩和するための財務省の施策の一環として、納税者に対して迅速に救済措置を行うべく、GSTおよび関税においてペンディング中の還付を迅速に処理すること目的としています。

関税に関しては、各種還付を優先的に処理すべく「Special Refund and Drawback Disposal Drive」を設置します。

GSTに関しては、現在の法律では15日以内に申請受理または不備の通知を発行のうえ、60日以内に還付を行う規定です。しかしながら、今回の措置によって即時に還付の手続を進めることになります。但し、還付のための精査は、関連するすべての法律規定、通達等を考慮のうえ実施されます。また、還付にあたって、すべての連絡は公式の電子メールIDを通じて行われます。GST還付の手続は実際の書類提出を要求するものではありません。(COVID-19の状況下にて)実際の書類を要求する慣行は極力回避する必要があります。

2020年1月23日付のレターにて規定された手續は、分析・リスク管理総局(DGARM)の指示に基づいて、スクロールが停止された場合の輸出業者へのIGSTの還付については、引き続き従うものとします。地域を統括するコミッショナー以下の幹部は、状況をモニタリングのうえ4月30日までにペンディング中の還付の処理を進めます。

2. ビデオ会議またはその他オーディオ手段による臨時株主総会(EGM)開催（続報）

14 April 2020

企業省(MCA)は、2020年4月8日付の通達(14/2020)に加えて、2013年会社法のもと企業による普通および特別決議の方法について緩和を行い、さらにビデオ会議およびその他のオーディオ手段にてEGMを開催するにあたっての問題に対処すべく、4月13日付にて新たな通達(17/2020)を発行しました。

内容のポイントは以下の表をご高覧願います。

電子投票の提供が必要である／当方法を活用する会社	電子投票を提供する必要がない会社
1. 通知の方法及び方法	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通知は、会社または預託先参加者(Depository Participant <DP>)/ 預託先(Depository <D>)に登録された電子メールを通じてのみ行うことができる。 ✓ 議長は、会社が、会議の議事を審議する前に、メンバーが参加し、投票し、記録に残すことができるよう、会社側で実行可能なあらゆる努力を行ったことを確認するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通知は、ある場合には、ウェブサイト上に目立つよう表示されるものとする。 ✓ 会社は、EGMの公告をメールで行う前に、メールアドレスが登録されていないメンバーに対して連絡を行う。 ✓ メンバーの連絡先が、連絡しても連絡が取れない又は連絡が取れなかった場合は、広告により公告を行う。
2. 挙手投票の要件	
<p>これに関して発行された前回の通達(2020年4月8日付 No.14/2020)に挙手および電子投票による投票を可能とする規定があった。</p> <p>挙手による投票は除外された。</p>	該当なし
3. 株主総会を招集せず、投票のみで一定の事項を決議	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通知は、会社またはDP/Dに登録された電子メールを通じて、会社から株主全員に送付されるべきである。 ✓ 会社は、電子メールアドレスの登録プロセスを提供し、これを公告にも記載する義務を負う。 ✓ 賛成/反対は、リモートの電子投票を通じてのみ伝達されなければならない。 	該当なし
4. 前回の通達 (No.14/2020) の3-B項に規定されている会社に対して、何らかの項目に関する投票が要求される場合には、メンバーによる電子メールの送付	
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ メンバーは、臨時株主総会前ではなく、指定のメールアドレスにメールを送信することで、会議中に投票を受ける際に賛否を伝えることができることを明確にしている。

詳細は[通達の原文](#)を参照願います。

フラッシュニュース(新型コロナ速報 Vol. 5)

3. COVID-19対応に伴う新しい労務規定、年金(PF)、その他就労に関する規定のアップデート

15 April 2020

当アラートは、COVID-19に伴う、新しい労働規定、PF、およびその他の就労規定について要約しています。

インド政府は、賃金、社会保障、労務紛争等に関する従来の各種規定の以下の4つの新しい規定を導入することでリプレースすることを進めています。

1. The Code on Wages, 2019
2. The Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2019
3. The Industrial Relations Code, 2019
4. The Code on Social Security, 2019

The Code on Wages, 2019は、議会の承認を得てかつ2019年8月8日に大統領の同意を得ていますが、中央政府は正式発効を行っておりません。

他の3つの法律は、インド下院議会であるLok Sabhaにてペンディングです。メディア報道では、政府は当該法律を施行すべく発令を行う可能性があります。法律が正式施行となった場合、当該法律は、雇用コスト、給与ポリシーならびに雇用の条件等に関して大きなインパクトをもたらすと考えられます。

また、COVID-19に関して、組織化されたセクター(Organized Sector)の従業員に向けて政府によるその他の施策は以下です。

1. 2020年3月までのPFに関する払込期限の延長
2. PF加入者に対して返還不要のアドバンス供与
3. National Pension Systemの加入者による基金の部分引出し
4. Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojanaに基づく対象事業所の低賃金所得者のPFへの中央政府の拠出金
5. Employees' State Insurance (ESI) 拠出金の納付期限の延長及び組合員への医療給付の円滑化
6. 解雇、賃金削減に関する勧告

詳細は[アラート](#)を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。